

「加美町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」改正案（素案）に対する意見と町の考え方

番号	項目	意見の内容	意見に対する町の考え
1	① 第5条3項	ただし、土地所有者等と協議の上～この限りではない。の部分は、形を変えた利益供与の可能性があるので削除する。	条例により過度な規制を行うことは、財産権との関係で慎重であるべきと考えます。追加部分は、事業廃止後の土地について、事業を行う以前のように原状回復に係る例外規定として追加するものです。 例) 農地→雑種地→協議により農地に原状回復しない 事業廃止後の施設（再生可能エネルギー発電設備）の撤去・処分についてはこれまでどおりの規定になりますので、事業終了後は、事業者が再生可能エネルギー設備は撤去処分する必要があります。
	② 第5条3項	確保に努めなければならない。の部分は、確保しなければならない。に変更する。	第5条3項には、ご意見に関する部分はございません。 (3項でなく4項に規定する部分かと思われます。) 4項については、ご意見のとおり修正いたします。
	③ 第9条1項	規則で定めるところにより…となっている禁止区域は、この条例の中で明文化すべきである。その際に、砂防法や地滑り防止法、森林法や河川法、鳥獣の保護等を根拠とした客観的なものとしてもらいたい。	ご意見のとおり禁止区域で指定する区域は規則ではなく、条例で定めることにいたします。 指定する区域については、参考とさせていただきます。
	④ 第9条2項	…ただし、関係法令等の許可を…この限りではない。この部分を削除する。条件を満たせば、禁止区域を定めた意味を無視できることになるので、抜け道的な利用が想定されるため。	ご意見のとおり、ただし書き以降については削除いたします。
	⑤ 第10条1項	…抑制区域を禁止区域に変更。	規則で定める「抑制区域」は、関係法令では、再生可能エネルギー発電設備の設置については規制されていませんが、本条例の「目的」や「理念」から再生可能エネルギー発電設備設置事業の事業区域に含まないように求める区域です。 今回の改正で追加する「禁止区域」は、町民の生命と財産を守るため、災害の危険性が高い区域の規制を強化する目的で規定するものですので、「抑制区域」と「禁止区域」は分けるべきと考えます。
	⑥ 第10条2項	…含めないよう努めなければならない。を…含めないようにする。に変更	規則で定める「抑制区域」は、関係法令では、再生可能エネルギー発電設備の設置については規制されていませんが、本条例の「目的」や「理念」から、事業者による努力義務として規定しているものですので、原案どおりとさせていただきます。
	⑦ 第11条1項	ただし、町長が説明会を開催する…この限りではない。この部分は削除する。このようなケースが想定されたとき、住民不在のまま重要な決定が行われる可能性が高い。	ご意見のとおり、ただし書き以降については削除いたします。
	⑧ 第11条2項	規則で定める方法をもって…とあるがこの部分も条例の中で明文化することが必要。	ご意見のとおり修正いたします。
2	① 第9条1項	禁止区域は、規則ではなく、本条例できちんと定めるべきである	ご意見のとおり禁止区域で指定する区域は規則ではなく、条例で定めることにいたします。
	② 第9条2項	「ただし、関係法令等の許可を受けている場合はこの限りではない」というところは削除するべきである	ご意見のとおり、ただし書き以降については削除いたします。
	③ 第5条4項	努力ではなく確保しなければならないに変更すべきである	ご意見のとおり修正いたします。
3	① 第4条	「図られなければ」は「図らなければ」に訂正。対策室HPの当該条例では「れ」は抜けている。例規集に掲載する際の誤植ではないか。	条例制定時の議案を確認したところ、「町は、基本理念に基づき、この条例の適切かつ円滑な運用を図られなければならない。」となっています。HPに掲載している本条例が誤っておりました。正しいものに差し替えいたします。 ご意見のとおり修正いたします。
	② 第5条3項	「現状」を「原状」に変更であるが、第4条と同様である。	条例制定時の議案を確認したところ、「現状」となっています。今回の改正にあわせて「原状」に訂正するものです。
	③ 第5条3項追加部分	この場合、土地所有者に施設の管理義務が発生するのではないかと。土地所有者は応分の利益を当然得ており、第3条の基本理念に基づけば、第7条に管理義務を加える必要があると思う。	追加部分は、事業廃止後の土地について、事業を行う以前のように原状回復に係る例外規定として追加するものです。 例) 農地→雑種地→協議により農地に原状回復しない 事業廃止後の施設（再生可能エネルギー発電設備）の撤去・処分についてはこれまでどおりの規定になりますので、事業終了後は、事業者が再生可能エネルギー設備は撤去処分する必要があります。 第7条に事業終了後の管理義務を加える必要はないと考えます。
	④ 第5条4項	返済計画の提出を求めている他市の条例もある。  「努めなければならない」という不安定なものではなく、「確保しなければならない」に変更。	原状回復の資金確保とは関係ないと思われるので、「返済計画」の提出を求めることは考えていません。  「努めなければならない」の部分に関しては、ご意見のとおり修正いたします。
	⑤ 第6条	(町民の責務)は以下のように改正、県条例のパクリ 町民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、自ら再生可能エネルギー等の導入及び省エネルギーの推進に努めなければならない。 2 町民は、町が実施する再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する施策に協力するものとする。	県条例（「宮城県地域と共生する再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例」）は、再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進について、県、市町村、県民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより施策を総合的かつ計画的に推進し、もって地球温暖化対策の更なる推進並びに自然環境の保全及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的として、施行したものです。 本条例とは目的が異なりますので、現行のとおりとさせていただきます。

「加美町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」改正案（素案）に対する意見と町の考え方

番号	項目	意見の内容	意見に対する町の考え
3	⑥ 第8条1項(2)	「個人が自己の居住する土地及び隣接する土地」中、「隣接」を「近接」に。 広辞苑によると近接は隣接を含み、隣接では農道が入っているので隣接していないと主張される可能性があり、条例の主旨が捻じ曲げられる。	事業者（個人）が「隣接する土地」以外に設置する場合は、本条例に基づき所定の手続きを行っていただくこととなります。ご意見のような事例が発生した場合には、必要に応じて助言や指導等により対応してまいります。
	⑦ 第9条1項	禁止区域は規則ではなく本条例で定めるべき。その際の区域として、 (1) 砂防法第2条の規定により指定された砂防指定地 (2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域 (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域 (4) 地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域 (5) 森林法第25条第1項の保安林並びに同法第41条第1項及び第3項の保安施設地区 (6) 河川法第6条第1項に規定する河川区域、同法第54条第1項の河川保全区域及び同法第56条第1項の河川予定地 (7) ふるさと宮城の水環境保全条例に基づく水道水源特定保全地域を提案する。  なお、県規則では丸森、蔵王両町が条例で定めている禁止区域を独自規則として、県規則から除外している。	ご意見のとおり禁止区域で指定する区域は規則ではなく、条例で定めることにいたします。 指定する区域については、参考とさせていただきます。
	⑧ 第9条2項	再エネ事業を目的として関係法令等の許可を受けている場合と読むが、本条例との関係性、意味が分からない。ただし書き以後を削除すべきと考える。 本条は禁止区域の規定であり、判定に幅のある抑制区域とは違うので削除と考える。このただし書きは抑制区域の条文に委ねてよいと思う。	ご意見のとおり、ただし書き以降については削除いたします。
	⑨ 第10条1項	最後尾の「を指定する。」を「指定するものとする。」このほうが語感としていいかなと思う。	第10条第1項については、現行のとおりといたします。
	⑩ 改正条例の附則 経過措置	(以下「施工日」という。を以下「施行日」という。)に訂正。	「施工日」は誤りですので、ご意見のとおり修正いたします。
4	① 第2条の(8)	「住民等」は【町内に居住する者、及び法人、その他団体と、町外に居住する関係者、及び関係する法人、その他団体】としたほうがよい。  <理由>加美町は鳴瀬川の源流に位置するため、その影響は鳴瀬川流域一帯に及ぶ。また、冬場の西風による下流域への影響も懸念される。更に、加美町は第一次産業が主体であるため、その農産物などの消費者、加工業者等も関係する。	本条例は、加美町の区域内のみで効力を有するものになりますので、現行のとおりとさせていただきます。 なお、再エネ特措法における説明会の要件については、資源エネルギー庁の「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」において、「周辺地域の住民」（説明会に出席する住民）の範囲が示されています。町が事業者から「周辺地域の住民」の範囲について事前相談を受けた際には、事業内容に応じて適切に対応してまいります。  <「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」より抜粋> 「周辺地域の住民」（説明会に出席する住民）の範囲 ③「周辺地域の住民」の範囲については、再エネ発電事業の実施場所が属する市町村に事前相談を行うこと。市町村から「周辺地域の住民」に加えるべき者当該者を「周辺地域の住民」の範囲に加え、当該者に対しても説明すること。 ④ ③の相談に対して、市町村から再エネ発電事業の実施場所が近接する他の市町村にも「周辺地域の住民」の範囲について相談すべき旨の意見があった場合には、③と同様に当該他の市町村に事前相談を行うこと。
	② 第5条の4	「必要な資金の確保に努めなければならない。」⇒【必要な資金を確保しなければならない。】に修正した方がよい。  <理由>「努めなければならない」では、事業者の「務めたができなかった」が認められることになり、町の財政負担が増えることになる。	ご意見のとおり修正いたします。  なお、事業者が事業廃止に伴い講じる必要のある再生可能エネルギー発電設備の撤去、処分並びに土地の原状回復などに対して、町が負担することはありません。
	③ 第9条の1	禁止区域については、規則ではなく、下記のように本条例で定められた方がよい。 【災害を防止し、森林資源、及び町民の命を守るために、以下の区域では、事業を行ってはならない。 1 砂防指定地（砂防法第2条による） 2 土砂災害警戒区域 3 地すべり防止区域（地すべり等防止法第3条による） 4 保安林（森林法第25条による） 5 急傾斜地崩壊危険区域 6 加美町水資源保全条例区域、およびふるさと宮城の水循環保全条例区域 7 「緑の回廊」指定区域 8 県自然環境保全地域 9 鳥獣保護区 10 歴史遺産に関わる区域（縄文遺跡、最上街道等、未調査地も含めて）】  <理由>禁止区域を条例で定めることで、災害を防止し、町民の暮らしと安全が守られることになる	ご意見のとおり禁止区域で指定する区域は規則ではなく、条例で定めることにいたします。 指定する区域については、参考とさせていただきます。

「加美町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」改正案（素案）に対する意見と町の考え方

番号	項目	意見の内容	意見に対する町の考え
4	第9条の2	「ただし、関係法令等の許可を受けている場合はこの限りでない。」を削除したほうがよい。  ＜理由＞この一文があると、禁止区域を定めた意味がなくなる。禁止区域は、町民の命を守る為の法的措置であり、その効力が揺らぐような文言は削除すべきである	ご意見のとおり、ただし書き以降については削除いたします。
	第11条の1	「ただし、町長が説明会を開催することが困難であると特に認めるときは、この限りでない」は削除した方がよい。  ＜理由＞説明会の開催が困難とはどのような状況を想定しているのか不明である。町の災害や町民の生命に関わるかもしれない計画の説明会を、町長の一存で行わなくていいとするのは、町民に対してどのようなメリットがあるのか甚だ疑問である。	ご意見のとおり、ただし書き以降については削除いたします。
5	第9条第1項	1. 9条1項禁止区域について、禁止区域は規則で指定するのではなく、本条例で定めるべきである。	ご意見のとおり禁止区域で指定する区域は規則ではなく、条例で定めることにいたします。
	第9条第2項	2. 禁止区域が条例で定められない場合でも、9条2項の「…ただし、関係法令等の許可を受けている場合はこの限りでない。」は禁止区域を否定するもので不要で削除すべきである。	ご意見のとおり、ただし書き以降については削除いたします。
6	第9条1項	禁止区域は規則ではなく、本条例で定めるべきである。 禁止区域 ①砂防法第2条の規定により指定された砂防指定地 ②土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の土砂災害警戒区域および同法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域 ③地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域 ④森林法第25条第1項の保安林並びに同法第41条第1項および第3項の保安施設地区 ⑤河川法第6条第1項に規定す河川区域、同法第54条第1項の河川保全区域および第56条第1項の河川予定地 ⑥急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域 ⑦ふるさと宮城の水環境保全条例に基づく水道水源特定保全地域 その他、土砂災害のおそれがある区域として町長が規則で定める区域	ご意見のとおり禁止区域で指定する区域は規則ではなく、条例で定めることにいたします。 指定する区域については、参考とさせていただきます。
	第9条2項	「ただし、関係法令の許可を受けている場合は、この限りではない」は削除すべきである。	ご意見のとおり、ただし書き以降については削除いたします。
7	第9条1項	禁止区域は規則でなく本条例で定めるべきである。	ご意見のとおり禁止区域で指定する区域は規則ではなく、条例で定めることにいたします。
8	第2条(8)	( )書き以下この号におい…の部分をもとに入れていただいた方がわかりやすいと思いました。	第2条第1項第8号の( )書き、(以下この号において「事業影響区域」という。)については、その後続く「…並びに事業影響区域に土地又は建築物を所有する者をいう。」にも関係しますので、現行のとおりとさせていただきます。
	第5条 4	必要な資金の確保に努めなければならない。 ↓ 必要な資金を確保しなければならない。の方がよい。  (理由) 努めるでは弱い。努力でなく義務にすべきと思う。事業者が確保できなかった場合、町の負担になるのではないのでしょうか。	ご意見のとおり修正いたします。  なお、事業者が事業廃止に伴い講じる必要のある再生可能エネルギー発電設備の撤去、処分並びに土地の原状回復などに対して、町が負担することはありません。
	第9条	本文、2行目、規則で定めるところにより→条例で定めるところによりに変更した方がよい。  (理由) 規則でなく、より強い議会の議決が必要な条例として定めるべきと思う。 禁止区域 ①砂防法により指定された砂防指定地（砂防法第2条） ②土砂災害警戒区域（土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項、第9条第1項） ③地すべり等防止区域（第3条第1項） ④保安林（第25条第1項、第41条第1項、第3項） ⑤河川区域（第6条第1項、第54条第1項、第56条第1項） ⑥急傾斜地崩壊危険区域（災害防止に関する法律第3条第1項） ⑦ふるさとみやぎの水環境保全条例に基づく水道水源特定保全地域 ⑧文化財保護条例 ⑨「緑の回廊」指定区域 ⑩鳥獣保護区	ご意見のとおり禁止区域で指定する区域は規則ではなく、条例で定めることにいたします。 指定する区域については、参考とさせていただきます。

「加美町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」改正案（素案）に対する意見と町の考え方

番号	項目	意見の内容	意見に対する町の考え
④	第9条 2	ただし、関係法令等の許可を受けている場合はこの限りではない→削除すべきと思う。  (理由) 禁止区域を定める意味がなくなると思うので削除をお願いします。	ご意見のとおり、ただし書き以降については削除いたします。
	第11条	本文3行目 ただし、町長が説明会を開催することが困難であると特に認めるときは、この限りではない。→削除  (理由) 説明会が開催困難とはどのような場合なのか？ 説明会をしなくてもよいような文言はいらないと思います。	ご意見のとおり、ただし書き以降については削除いたします。
9	①	第2条  (8) 住民等…に居住する者（加美町及び他町村）を加える	本条例は、加美町の区域内のみで効力を有するものになりますので、現行のとおりとさせていただきます。 なお、再エネ特措法における説明会の要件については、資源エネルギー庁の「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」において、「周辺地域の住民」（説明会に出席する住民）の範囲が示されています。町が事業者から「周辺地域の住民」の範囲について事前相談を受けた際には、事業内容に応じて適切に対応してまいります。  ＜「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」より抜粋＞ 「周辺地域の住民」（説明会に出席する住民）の範囲 ③「周辺地域の住民」の範囲については、再エネ発電事業の実施場所が属する市町村に事前相談を行うこと。市町村から「周辺地域の住民」に加えるべき者当該者を「周辺地域の住民」の範囲に加え、当該者に対しても説明すること。 ④ ③の相談に対して、市町村から再エネ発電事業の実施場所が近接する他の市町村にも「周辺地域の住民」の範囲について相談すべき旨の意見があった場合には、③と同様に当該他の市町村に事前相談を行うこと。
	②	第4条 「図られなければ」は「図らなければ」に訂正	ご意見のとおり修正いたします。
	③	第5条 4項 資金の確保に努めなければ→努力ではなく確保しなければに変わろう	ご意見のとおり修正いたします。
	④	第9条 1項 禁止区域は規則ではなく本条例で定めるべきでは	ご意見のとおり禁止区域で指定する区域は規則ではなく、条例で定めることにいたします。
	⑤	第9条 2項 ただし以降は削除	ご意見のとおり、ただし書き以降については削除いたします。
	⑥	第10条 1 1 事業の抑制を求めることができる区域→禁止区域にするに変更	規則で定める「抑制区域」は、関係法令では、再生可能エネルギー発電設備の設置については規制されていませんが、本条例の「目的」や「理念」から、事業者に対し、再生可能エネルギー発電設備設置事業の事業区域に含まないように求める区域です。 今回の改正で追加する「禁止区域」は、町民の生命と財産を守るため、災害の危険性が高い区域の規制を強化する目的で規定するものですので、「抑制区域」と「禁止区域」は分けるべきと考えます。
	⑦	第10条 2 2 事業者は抑制区域を事業区域に含めてはならないに変更	規則で定める「抑制区域」は、関係法令では、再生可能エネルギー発電設備の設置については規制されていませんが、本条例の「目的」や「理念」から、事業者による努力義務として規定しているものですので、原案どおりとさせていただきます。
	⑧	第11条 どういう場合困難なのか、何をもちいて困難とするのかあいまい 意味不明	ご意見のとおり、ただし書き以降については削除いたします。
10	①	第4条 「図られなければ」は「図らなければ」に訂正。	ご意見のとおり修正いたします。
	②	第5条3項 追加部分 この場合、土地所有者に施設の善管義務を求めることになるが、第7条にその旨を加える必要はないのか。	追加部分は、事業廃止後の土地について、事業を行う以前のように原状回復に係る例外規定として追加するものです。 例）農地→雑種地→協議により農地に原状回復しない 事業廃止後の施設（再生可能エネルギー発電設備）の撤去・処分については、これまでどおりの規定になりますので、第7条に施設の善管義務について加える必要はないと考えます。
	③	第5条4項 努力ではなく、確保しなければならないに変更。	ご意見のとおり修正いたします。
	④	第9条1項 禁止区域は規則ではなく本条例で定める。	ご意見のとおり禁止区域で指定する区域は規則ではなく、条例で定めることにいたします。
	⑤	第9条2項 再エネ事業を目的として関係法令等の許可を受けている場合と読むが本条例との関係性、意味が分からない。	ただし書き以降については削除いたします。
	⑥	第10条 町長がその都度判断するのではなくあらかじめ区域を規則で定めようか。	「(5) その他町長が必要と認める事由のある区域」については、同条(1)～(4)に該当しない区域で、必要に応じて町長が定めるものになりますので、必要に応じて対応してまいります。
	⑦	第11条 何をもちいて困難とするのか、例えば開催困難の理由書を事業者が提出しそのうえでの困難と判断するのか。	ご意見のとおり、ただし書き以降については削除いたします。

「加美町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」改正案（素案）に対する意見と町の考え方

番号	項目	意見の内容	意見に対する町の考え
11	① 第9条1項	禁止区域は規則ではなく本条例で定めるべきである	ご意見のとおり禁止区域で指定する区域は規則ではなく、条例で定めることにいたします。
	② 第9条2項	「ただし、関係法令等の許可を受けている場合はこの限りではない」は削除すべきである	ご意見のとおり、ただし書き以降については削除いたします。
12	① 第9条1項	禁止区域は規則ではなく本条例で定めるべきである。 禁止区域 ①砂防法第2条の規定により指定された砂防指定地 ②土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の土砂災害警戒区域および同法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域 ③地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域 ④森林法第25条第1項の保安林並びに同法第41条第1項および第3項の保安施設地区 ⑤河川法第6条第1項の規定す河川区域、同法第54条第1項の河川保全区域および第56条第1項の河川予定地 ⑥急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域 ⑦ふるさと宮城の水環境保全条例に基づき水道源特定保全地域 その他、土砂災害のおそれのある区域として町長が規則で定める区域	ご意見のとおり禁止区域で指定する区域は規則ではなく、条例で定めることにいたします。 指定する区域については、参考とさせていただきます。
	② 第9条2項	「ただし、関係法令等の許可を受けている場合はこの限りではない」は削除すべき	ご意見のとおり、ただし書き以降については削除いたします。
13	① 第9条1項	禁止の区域は規則ではなく本条例で定めるべきである。	ご意見のとおり禁止区域で指定する区域は規則ではなく、条例で定めることにいたします。
	② 第9条2項	「ただし、関係法令等の許可を受けている場合はこの限りではない」は削除すべきである。	ご意見のとおり、ただし書き以降については削除いたします。
14	① 第9条1項	禁止の区域は規則ではなく本条例で定めるべきである。	ご意見のとおり禁止区域で指定する区域は規則ではなく、条例で定めることにいたします。
	② 第9条2項	「ただし、関係法令等の許可を受けている場合はこの限りではない」は削除すべきである。	ご意見のとおり、ただし書き以降については削除いたします。
15	① 第9条1項	禁止区域は規則ではなく本条例で定めるべきである。	ご意見のとおり禁止区域で指定する区域は規則ではなく、条例で定めることにいたします。
	② 第9条2項	「ただし、関係法令等の許可を受けている場合はこの限りではない」は削除すべきである。	ご意見のとおり、ただし書き以降については削除いたします。
16	① 第9条1項	禁止区域は規則ではなく本条例で定めるべきである。	ご意見のとおり禁止区域で指定する区域は規則ではなく、条例で定めることにいたします。
	② 第9条2項	この項目は削除すべきである	ご意見のとおり、ただし書き以降については削除いたします。
17	① 第9条1項	禁止区域は規則ではなく本条例で定めるべきである。 禁止区域 ①砂防法第2条の規定により指定された砂防指定地 ②土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の土砂災害警戒区域および同法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域 ③地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域 ④森林法第25条第1項の保安林並びに同法第41条第1項および第3項の保安施設地区 ⑤河川法第6条第1項に規定す河川区域、同法第54条第1項の河川保全区域および第56条第1項の河川予定地 ⑥急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域 ⑦ふるさと宮城の水環境保全条例に基づく水道水源特定保全区域、その他、土砂災害のおそれがある区域として町長が規則で定める区域	ご意見のとおり禁止区域で指定する区域は規則ではなく、条例で定めることにいたします。 指定する区域については、参考とさせていただきます。
	② 第9条2項	「ただし、関係法令等の許可を受けている場合はこの限りではない」は削除すべきである。	ご意見のとおり、ただし書き以降については削除いたします。
18	① 第9条1項	禁止区域は規則ではなく本条例で定めるべきである。	ご意見のとおり禁止区域で指定する区域は規則ではなく、条例で定めることにいたします。
	② 第9条2項	「ただし、関係法令等の許可を受けている場合は、この限りではない」は削除すべきである。	ご意見のとおり、ただし書き以降については削除いたします。
19	①	加美町住民が安心して生活できるように、水源を守り森林破壊、乱開発されることなく次世代へと残されるべきである加美町の山河、自然を守るために修正した方がよい	ご提言として承ります。
	② 第9条1項	禁止区域は規則ではなく本条例で定めるべきである。	ご意見のとおり禁止区域で指定する区域は規則ではなく、条例で定めることにいたします。
	③ 第9条2項	「ただし、関係法令等の許可を受けている場合はこの限りではない」は削除すべきである。	ご意見のとおり、ただし書き以降については削除いたします。
20	① 第9条の2	事業者は、禁止区域を事業区域に含めてはならない。ただし、関係法令等の許可を受けている場合はこの限りでない。削除すべきです。	ご意見のとおり、ただし書き以降については削除いたします。
	② 第10条の2	事業者は、抑制区域を事業区域に含めないよう努めなければならない。削除すべきです。 2項とも区域を定めた意味が無くなるおそれがあります。	規則で定める「抑制区域」は、関係法令では、再生可能エネルギー発電設備の設置については規制されていませんが、本条例の「目的」や「理念」から、事業者による努力義務として規定しているものですので、原案どおりとさせていただきます。

「加美町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」改正案（素案）に対する意見と町の考え方

番号	項目	意見の内容	意見に対する町の考え
	③	第11条 ただし、町長が説明会を開催することが困難であると特に認めるときは、この限りではない。 削除すべきです。 どんな状況でも説明会は必要です。	ご意見のとおり、ただし書き以降については削除いたします。
21	①	第2条(8) 事業の影響を受ける区域は広域にわたるため、住民等は「町内に居住する者、及び法人その他団体、並びに土地又は建築物を所有する者をいう。」に修正した方がよい。	ご意見の改正案については、現行のとおりとさせていただきます。 なお、再エネ特措法における説明会の要件については、資源エネルギー庁の「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」において、「周辺地域の住民」（説明会に出席する住民）の範囲が示されております。町が事業者から「周辺地域の住民」の範囲について事前相談を受けた際には、事業内容に応じて適切に対応してまいります。  ＜「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」より抜粋＞ 「周辺地域の住民」（説明会に出席する住民）の範囲 ③「周辺地域の住民」の範囲については、再エネ発電事業の実施場所が属する市町村に事前相談を行うこと。市町村から「周辺地域の住民」に加えるべき者当該者を「周辺地域の住民」の範囲に加え、当該者に対しても説明すること。 ④ ③の相談に対して、市町村から再エネ発電事業の実施場所が近接する他の市町村にも「周辺地域の住民」の範囲について相談すべき旨の意見があった場合には、③と同様に当該他の市町村に事前相談を行うこと。
	②	第5条4項 「必要な資金の確保に努めなければならない。」は「必要な資金を確保しなければならない。」に修正した方がよい。努力目標ではなく、資金の確保は事業者の義務であるとする。	ご意見のとおり修正いたします。
	③	第9条2項 「ただし、関係法令等の許可を受けている場合はこの限りではない。」を削除すべきである。「禁止区域」なのだから事業区域に含めてはならないのは当然のこと。	ご意見のとおり、ただし書き以降については削除いたします。
	④	第9条1項 禁止区域は規則ではなく下記のように本条例で定めた方がよい。次に掲げる区域において、事業を行ってはならない。 (1) 砂防指定地（砂防法第2条による） (2) 地すべり防止区域（地すべり等防止法第3条による） (3) 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条による） (4) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条・第9条による） (5) 保安林（森林法第25条による） (6) 河川区域・河川保全区域・河川予定地（河川法第6条・第54条・第56条による） (7) ふるさと宮城の水環境保全条例に基づく水道水源特定保全地域及び加美町水資源保全条例に基づく加美町水資源保全地域 (8) 奥羽山脈「緑の回廊」設定区域	ご意見のとおり禁止区域で指定する区域は規則ではなく、条例で定めることにいたします。 指定する区域については、参考とさせていただきます。
	⑤	第11条1項 「ただし、町長が説明会を開催することが困難であると特に認めるときは、この限りではない。」を削除すべきである。開催が困難な状況ならば事業も当然進められる状況ではない。	ご意見のとおり、ただし書き以降については削除いたします。
22	①	第9条1項について 禁止区域は規則ではなく、本条例で定めるべき。 禁止区域 1、砂防法第2条により指定された砂防指定地 2、土砂災害警戒区域にける土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の土砂災害警戒区域および同法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域 3、地すべり等防止法第3条第1項の地すべり区域 4、森林法第25条第1項の保安林並びに同法第41条第1項および第3項の保安施設地区 5、河川法第6条第1項に規定する河川区域、同法第54条第1項の河川保全区域および第56条第1項の河川予定地 6、急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域 7、ふるさと宮城の水環境保全条例に基づく水道水源特定保全地域 8、その他、土砂災害のおそれがある区域として町長が規則で定める区域 以上を禁止区域として本条例で定めるべきである。	ご意見のとおり禁止区域で指定する区域は規則ではなく、条例で定めることにいたします。 指定する区域については、参考とさせていただきます。
	②	第9条2項 「ただし、関係法令等の許可を受けている場合はこの限りではない」は削除すべきである。この条例を定める意味がなくなってしまう。 上記の各法令に基づき、禁止区域を定めるのであれば、これは無意味であり、不要である。	ご意見のとおり、ただし書き以降については削除いたします。
	①	第4条 「図られなければ」は「図らなければ」に訂正した方がよい。	ご意見のとおり修正いたします。

「加美町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」改正案（素案）に対する意見と町の考え方

番号	項目	意見の内容	意見に対する町の考え
23	② 第5条の「3」の部分	事業者本来課せられる設備の撤去→処分そして原状回復を、すべて土地所有者にまかせた場合の最終的な責任をどうやって土地所有者に求めることになるのですか。野放しになって周辺環境を損なうことになったらどうするのですか。 第7条は事業者に借す前の事であってこれではかなり弱いと思いません。	追加部分は、事業廃止後の土地について、事業を行う以前のように原状回復に係る例外規定として追加するものです。 例) 農地→雑種地→協議により農地に原状回復しない 事業廃止後の施設(再生可能エネルギー発電設備)の撤去・処分についてはこれまでどおりの規定になりますので、事業終了後は、事業者が再生可能エネルギー設備は撤去処分する必要があります。 第7条第1項は事業者に貸す前について、同条第2項はにより事業行っている間の管理について規定しています。
	③ 第5条の「4」	「努めなければならない」はおかしい。もっとキツパリとそうしてもらおうような文言に変更。	「必要な資金を確保しなければならない。」に修正いたします。
	④ 第7条の「2」	土地所有者の方に対しても、もっとキツパリお願いするわけにはいかないのですか。	条例により過度な規制を行うことは、財産権との関係で慎重であるべきと考えます。
	⑤ 第9条の「1」 第10条の「1」 「3」	町長ひとりにおまかせして決められるものが色々あるようですが、そのままスナリ安心できません。もっと信頼度が増すような仕組みにできないのでしょうか。	第9条第1項及び第10条第1項、同条第3項は、条例の中で「規則で定める」といった形で委任を受け、条例を実施するための細かい手続などについて、地方公共団体の長である町長が制定することについて規定するものです。また、規則は、町長の権限に属する事務について制定するものですので、本条例の「町の責務(第4条)」を遵守し、町民が安心して生活できるよう、適切に対応してまいります。
24	① 第5条の4	事業者は事業廃止後に前項に規定する対策を速やかに講じるために必要な資金の確保に努めなければならない。 →確保しなければならない(責任を義務にした方がよい)	ご意見のとおり修正いたします。
	② 第9条	規則で定めるところにより禁止区域を指定する →禁止区域は規則ではなく本条例で定める	ご意見のとおり修正いたします。
	③ 第11条の1	町長が説明会を開催することが困難であると特に認めるときはこの限りではない→削除した方がよい いかなる時も町民に対しての説明は必要である (町の災害や町民の暮らし、生命に関わることになることも)	ご意見のとおり、ただし書き以降については削除いたします。
25	① 第9条1項	禁止区域は規則ではなく本条例で法令を入れて定めてください。 禁止区域 ①砂防法第2条により指定された砂防指定地 ②土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の土砂災害警戒区域および同法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域 ③地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域 ④森林法第25条第1項の保安林並びに同法第41条第1項および第3項の保安施設地区 ⑤河川法第6条第1項に規定する河川区域、同法第54条第1項の河川保全区域および第56条第1項の河川予定地 ⑥急斜地の崩壊による災害防止に関する法律第3条第1項の急斜地崩壊危険区域 ⑦ふるさと宮城の水環境保全条例に基づく水道水源特定保全地域 その他、土砂災害のおそれがある区域として町長が規則で定める区域	ご意見のとおり禁止区域で指定する区域は規則ではなく、条例で定めることにいたします。 指定する区域については、参考とさせていただきます。
	② 第9条2項	「ただし、関係法令等の許可を受けている場合はこの限りではない」は削除してください。 ただし書きは、規制に例外を設け事業者に抜道を与えることになり、自然環境を守ろうとする条例の趣旨を大きく損なうこととなります。	ご意見のとおり、ただし書き以降については削除いたします。
	③ 第11条	「住民」「対象住民等」は「町民」に変更してください。	「住民等」の用語の意義については、本条例の第2条(定義)で規定したのになります。第6条(町民の責務)の「町民」と分けて使用しておりますので、現行とおりとさせていただきます。  第2条第1項 (8)住民等 事業区域を含む行政区又は事業の実施により自然環境等に一定の影響がある区域(以下この号において「事業影響区域」という。)に居住する者、及びこれらに所在する法人その他団体、並びに事業影響区域に土地又は建築物を所有する者をいう。

「加美町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」改正案（素案）に対する意見と町の考え方

番号	項目	意見の内容	意見に対する町の考え
	④	上位法や財産権との関係を危惧されることがあるかと思いますが、上位法については、国の法令の目的と自治体の条例の目的が異なっていれば、原則として条例は法令違反とはいえ、目的が共通していても法令の趣旨が全国一律の規制を施す趣旨でなければ違法とはいえないとされています。 また、財産権については、憲法第29条に定める財産権も無制限に認められるものではなく、公共の福祉によって制限されます。「公共の福祉」とは、「社会全体の共通利益」であり、他の人の人権との衝突を調整するための原理です。再エネ事業で森林を開発することにより土砂災害発生の恐れが生じ、水源を破壊するようなことは「公共の福祉」に反すると解されます。 このことから、条例によって禁止区域を定めることは何ら問題がなく、加美町の財産である水源である自然を守り、災害を防止することは、今の私たちの責務であると考えます。	ご提言として承ります。
26	①	禁止区域は規則ではなく本条例で法令を入れて定めてください。 禁止区域 ①砂防法第2条により指定された砂防指定地 ②土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の土砂災害警戒区域および同法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域 ③地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域 ④森林法第25条第1項の保安林並びに同法第41条第1項および第3項の保安施設地区 ⑤河川法第6条第1項に規定する河川区域、同法第54条第1項の河川保全区域および第56条第1項の河川予定地 ⑥急斜地の崩壊による災害防止に関する法律第3条第1項の急斜地崩壊危険区域 ⑦ふるさと宮城の水環境保全条例に基づく水道水源特定保全地域 その他、土砂災害のおそれがある区域として町長が規則で定める区域	ご意見のとおり禁止区域で指定する区域は規則ではなく、条例で定めることにいたします。 指定する区域については、参考とさせていただきます。
	②	「ただし、関係法令等の許可を受けている場合はこの限りではない」は削除してください。	ご意見のとおり、ただし書き以降については削除いたします。
	③	「住民」「対象住民等」は「町民」に変更してください。	「住民等」の用語の意義については、本条例の第2条（定義）で規定したのになります。第6条（町民の責務）の「町民」と分けて使用しておりますので、現行のとおりとさせていただきます。  第2条第1項 (8) 住民等 事業区域を含む行政区又は事業の実施により自然環境等に一定の影響がある区域（以下この号において「事業影響区域」という。）に居住する者、及びこれらに所在する法人その他団体、並びに事業影響区域に土地又は建築物を所有する者をいう。
27	①	禁止区域については「規則」ではなく、この条例に定めるべき。 <禁止区域> ・土砂災害特別警戒区域 地すべり等防止法第3条第1項 ・地すべり防止区域 森林法第25条第1項 ・保安林 河川法第6条第1項 ・河川区域 ふるさと宮城の水環境保全条例 ◎水道水源特定保全地域	ご意見のとおり禁止区域で指定する区域は規則ではなく、条例で定めることにいたします。 指定する区域については、参考とさせていただきます。
	②	「ただし、関係法令等の許可を受けている場合はこの限りではない」は削除	ご意見のとおり、ただし書き以降については削除いたします。
	①	「禁止区域」は根拠法令を入れて「条例」によって定め、現規則にある「対象住民」は「町民」と変更されるよう求めます。 禁止区域は規則は本条例で法令を入れて定めてください。 禁止区域 ①砂防法第2条により指定された砂防指定地 ②土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の土砂災害警戒区域および同法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域 ③地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域 ④森林法第25条第1項の保安林並びに同法第41条第1項および第3項の保安施設地区 ⑤河川法第6条第1項に規定する河川区域、同法第54条第1項の河川保全区域および第56条第1項の河川予定地 ⑥急斜地の崩壊による災害防止に関する法律第3条第1項の急斜地崩壊危険区域 ⑦ふるさと宮城の水環境保全条例に基づく水道水源特定保全地域 その他、土砂災害のおそれがある区域として町長が規則で定める区域	ご意見のとおり禁止区域で指定する区域は規則ではなく、条例で定めることにいたします。 指定する区域については、参考とさせていただきます。

「加美町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」改正案（素案）に対する意見と町の考え方

番号	項目	意見の内容	意見に対する町の考え
28	② 第9条2項	「ただし、関係法令等の許可を受けている場合はこの限りではない」は削除 ただし書きは、規制に例外を設け事業者に抜道を与えることになり、自然環境を守ろうとする条例の趣旨を大きく損なうことになり ます。	ご意見のとおり、ただし書き以降については削除いたします。
	③ 第11条	「住民」「対象住民等」は「町民」に変更してください。	「住民等」の用語の意義については、本条例の第2条（定義）で規定したものになります。第6条（町民の責務）の「町民」と分けて使用しておりますので、現行のとおりとさせていただきます。  第2条第1項 （8）住民等 事業区域を含む行政区又は事業の実施により自然環境等に一定の影響がある区域（以下この号において「事業影響区域」という。）に居住する者、及びこれらに所在する法人その他団体、並びに事業影響区域に土地又は建築物を所有する者をいう。
	④	条例によって禁止区域を定めることは何ら問題がなく、加美町の財産である水源である自然を守り、災害を防止することは、今の私たちの責務であると考えます。	ご提言として承ります。
29	① 第9条の2	「ただし、関係法令等の許可を受けている場合はこの限りでない。」の部分は、都合良く使われそうなので、無くした方がよいと思います。	ご意見のとおり、ただし書き以降については削除いたします。
	② 第10条の2	「事業者は、抑制区域を事業区域に含めないよう努めなければならない。」の、「努めなければ」でなく「しなければ」に修正した方がよいと思います。	規則で定める「抑制区域」は、関係法令では、再生可能エネルギー発電設備の設置については規制されていませんが、本条例の「目的」や「理念」から、事業者による努力義務として規定しているものですので、原案どおりとさせていただきます。
	③ 第11条	「ただし、町長が説明会を開催することが困難であると特に認めるときは、この限りではない。」は、無くしてほしい。説明会を開催してほしい。	ご意見のとおり、ただし書き以降については削除いたします。